

# 別紙

## 令和4年10月から一定以上の所得がある方は 医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等*	1割	<b>一定以上所得のある方</b>	<b>2割</b>
		一般所得者等*	1割

被保険者全体の約20%

\*住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

### 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

#### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円



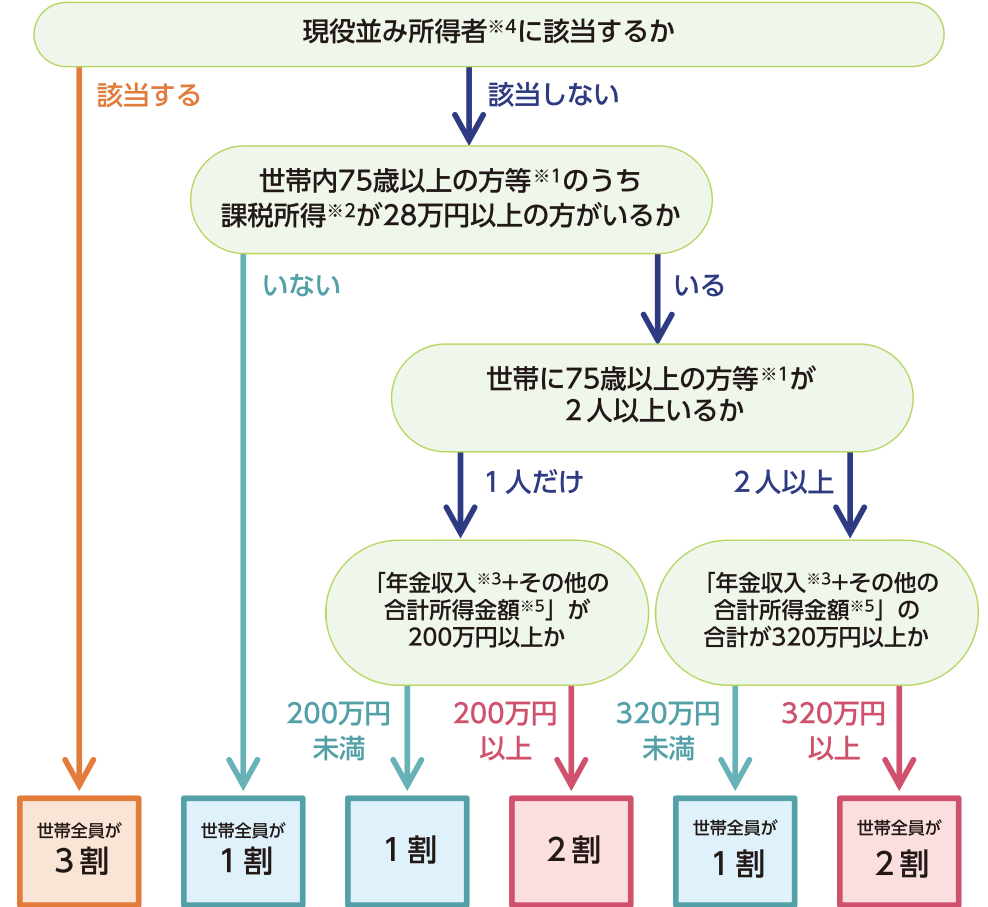
#### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します

### 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。

- 令和3年中の所得をもとに判定します。
- 負担割合は、9月中に届く被保険者証でご確認ください。
- 住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。



- ※1 65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります。)
- ※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## 制度改正後の内容は以下のとおりです

赤字の部分が改正により変更となります。

- 所得の区分と自己負担割合（所得の基準の※）については、小冊子8ページを参照

所得の区分	所得の基準	自己負担割合
現役並みⅢ	住民税の課税所得金額が 690 万円以上 ※の被保険者とその世帯員	3 割
現役並みⅡ	住民税の課税所得金額が 380 万円以上 ※の被保険者とその世帯員	
現役並みⅠ	住民税の課税所得金額が 145 万円以上 ※の被保険者とその世帯員	
一般Ⅱ	<世帯内の被保険者が1名の場合> 住民税課税所得金額が 28 万円以上で、「年金収入+その 他の合計所得金額」が 200 万円以上の被保険者	2 割
	<世帯内の被保険者が2名以上いる場合> 住民税課税所得金額が 28 万円以上で、世帯内の被保 険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が 320 万 円以上の被保険者とその世帯員	
一般Ⅰ	他の所得区分に該当しない世帯	1 割
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の被保険者 (低所得者Ⅰ以外)	
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得（年金所得の 控除額は 80 万円として計算）が 0 円となる被保険者	

- 入院時の食事代の標準負担額（詳細は小冊子10ページを参照）

所得の区分	自己負担割合	
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ・一般Ⅱ・Ⅰ	460円	
低所得者Ⅱ	90日以内の入院	210円
	90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

- 療養病床に入院したときの食費・居住費の標準負担額（詳細は小冊子10ページを参照）

所得の区分	医療の必要性の低い人(A)		医療の必要性の高い人(B)		指定難病患者(C)	
	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ 一般Ⅱ・Ⅰ	生活療養(I) 460円 生活療養(II) 420円	370円	生活療養(I) 460円 生活療養(II) 420円	370円	260円	0円
低所得者Ⅱ	210円	370円	210円 (90日超で 160円)	370円	210円 (90日超で 160円)	
低所得者Ⅰ	130円	370円	100円	370円	100円	
高齢福祉年金受給者	100円	0円	100円	0円	100円	
境界層該当者						

- 医療費が高額になったとき（詳細は小冊子12ページを参照）

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ	3 割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
現役並みⅡ		167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
現役並みⅠ		80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
一般Ⅱ	2 割	18,000円または、(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用(年間上限144,000円)※医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算する。	57,600円 <44,400円>
一般Ⅰ	1 割	18,000円(年間上限額144,000円)	
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

- 75歳到達月の自己負担限度額（詳細は小冊子13ページを参照）

所得の区分	自己負担割合	自己負担限度額(月額)		自己負担限度額(月額) 外来+入院(世帯単位)
		外来のみ(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並みⅢ	3 割	126,300円+(医療費-421,000円)×1%		252,000円+(医療費-842,000円)×1%
現役並みⅡ		83,700円+(医療費-279,000円)×1%		167,400円+(医療費-558,000円)×1%
現役並みⅠ		40,050円+(医療費-133,500円)×1%		80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般Ⅱ	2 割	9,000円	28,800円	57,600円
一般Ⅰ	1 割	9,000円		57,600円
低所得者Ⅱ		4,000円	12,300円	24,600円
低所得者Ⅰ		4,000円	7,500円	15,000円

- 高額介護合算制度（詳細は小冊子17ページを参照）

所得の区分	自己負担割合	後期高齢者医療制度+介護保険の 自己負担限度額(年額)
現役並みⅢ	3 割	212万円
現役並みⅡ		141万円
現役並みⅠ		67万円
一般Ⅱ	2 割	56万円
一般Ⅰ	1 割	56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円